

令和2年度

**「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」
実施状況報告書**

令和3年9月

佐 賀 県

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（平成26年佐賀県条例第60号）第9条の規定に基づき、令和2年度における「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」の施策の実施状況について報告します。

令和3年9月9日

佐賀県知事 山口 祥義

〈目次〉

I 「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	1
4 基本理念.....	1
5 関係者の責務と役割.....	2
6 計画の推進と進行管理.....	2
II 施策の実施状況	3
1 生産から消費に至る各段階での食品等の安全性の確保.....	3
生産段階での食品の安全性の確保	
(1) 安全・安心な農産物の生産、供給.....	3
①農薬・化学肥料の適正使用の徹底	
②農業生産工程管理（G A P）の取組の推進	
(2) 安全・安心な畜産物の生産、供給.....	7
①動物用医薬品、飼料、飼料添加物の適正使用の徹底	
②家畜伝染病対策の実施	
(3) 安全・安心な水産物の生産、供給.....	9
①水産用医薬品の適正使用の徹底及び生産履歴の記帳の推進	
②貝毒原因プランクトン調査、貝毒調査の実施	
(4) トレーサビリティ制度の取組の推進.....	11
①牛トレーサビリティ制度の確実な実施に対する指導	
②米トレーサビリティ制度の確実な実施に対する指導	
(5) 環境への配慮.....	13
①環境保全型農業の推進	
②養殖漁場における環境保全の推進	
製造・流通・販売段階での食品の安全性の確保	
(6) 食品関連事業者等における自主管理の推進.....	15
(7) 食品関連事業者等に対する監視指導及び検査体制の整備.....	16
(8) 食品等の安全性の確保に向けた調査研究の推進.....	18

消費段階での食品の安全性の確保	
(9) 食品による健康被害情報の収集と迅速な対応	19
2 食品等に対する県民の信頼の確保	20
(1) 適正な食品表示の推進	20
①食品表示責任者の設置、事業者の自主点検の推進	
②監視・指導、検査体制の整備	
(2) 原産地に関する情報提供の充実	23
(3) 自主回収の報告制度	24
(4) 食の安全・安心に関する情報の発信と共有	25
①情報の収集と提供	
②リスクコミュニケーションの推進	
③食の安全・安心の確保を担う人材の育成	
(5) 食育の推進を通じた取組	28
(6) 地産地消の推進を通じた取組	29
3 食の安全・安心の確保に向けた体制整備等	32
(1) 危害情報の申出及び危機管理体制の整備	32
(2) 県民意見の反映	32
①県民からの施策の提案制度	
②佐賀県食品安全推進会議の設置・運営	
(3) 国、地方公共団体、関係団体等との連携	33
III 参考となる主な指標の状況	34

I 「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」の概要

第2次佐賀県食の安全・安心推進基本計画

1 計画策定の趣旨

佐賀県では、平成26年3月、消費者が安全にかつ安心して消費することができる食品等の生産及び供給の確保に資することを目的に「佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例」を制定しました。

さらに、同条例が制定されたことに伴い、食の安全・安心の確保に関する施策の基本的な方針や施策を、平成27年度から平成30年度における4年間で、総合的かつ計画的に推進するために「佐賀県食の安全・安心推進基本計画」を策定し、計画に沿った取組を行ってきました。

基本計画期間中における我が国では、平成27年に、JAS法、食品衛生法、健康増進法の食品表示にかかる規定を「食品表示法」へ一元化し、食品表示に対する監視力の強化を行いました。

また、食品衛生の面では、食品衛生法においてHACCPが義務化されるなど、食をとりまく環境変化や国際化に対応してきました。

こうした中で、我が県においても、現在の基本計画を進めていく中で得られた成果や課題を踏まえ、また、健康で安心できる豊かな県民生活を実現するため、「第2次佐賀県食の安全・安心推進基本計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

この計画は、同条例第8条に基づき、本県における食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の基本的な方針や施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めたものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和元年度から令和4年度までの4年間としています。

4 基本理念

食の安全・安心の確保のための基本理念は以下のとおりです。（条例第3条）

- 1 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられるこ^と。
- 2 科学的知見に基づいて必要な措置が講じられることによって、食品を摂取することによる県民の健康への悪影響が未然に防止されること。
- 3 県、生産者、食品関連事業者及び県民がそれぞれの責務又は役割を果たすこと。
- 4 食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において必要な措置が適切に講じられること。
- 5 県、生産者、食品関連事業者及び県民がそれぞれ相互理解を深め、連携協力を図ること。

5 関係者の責務と役割

関係者が果たす責務と役割は以下のとおりです。 (第4条～第6条)

(1) 県の責務

県は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、実施する。

(2) 生産者及び食品関連事業者の責務

- 生産者及び食品関連事業者は、基本理念にのっとり、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、食の安全・安心を確保するために必要な措置を適切に行う。
- その取り扱う食品等に起因して人の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、被害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行う。
- 県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力するよう努める。

(3) 県民の役割

- 県民は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関し知識と理解を深めるよう努め、県や生産者及び食品関連事業者が行う食の安全・安心の確保に関する取組について意見を表明するように努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たす。
- 自らの食品等の取扱いが人の健康に影響を及ぼすことがあることを認識し、その取扱いを適切に行うよう努める。

6 計画の推進と進行管理

- (1) 全庁的な取組の推進を目的として設置した「食の安全安心庁内連絡会議（平成14年度設置）」が関連施策の企画及び総合調整並びに進行管理を行い、基本計画の実施を推進します。
- (2) 施策の実施状況については、佐賀県食品安全推進会議に報告するとともに、条例第9条に基づき、毎年度県議会及び県のホームページ等により広く県民へ公表します。

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（抜粋）

（年次報告）

第9条 知事は、毎年度、議会に対し、基本計画に基づく施策の実施状況を報告するとともに、これを公表するものとする。

Ⅱ 施策の実施状況 (【】内は令和2年度における本庁所管課名)

1 生産から消費に至る各段階での食品等の安全性の確保

生産段階での食品の安全性の確保

(1) 安全・安心な農産物の生産、供給

【園芸課、農産課、林業課】

取組方向

消費者に信頼される安全・安心な農産物を生産・供給するため、農薬や化学肥料の適正使用を徹底するとともに、農業生産工程管理（GAP※）の取組を推進します。

【令和2年度の実施状況】

① 農薬・化学肥料の適正使用の徹底

- 農薬取締法に基づき、農薬販売者、ゴルフ場への立入調査を実施し、農薬の保管・適正販売及び適正使用の指導を行いました。（園芸課）

令和2年度実績 立入検査件数 45件（販売業者40件、ゴルフ場5件）

- 肥料取締法に基づき、肥料の登録、届出等の審査を実施し、適正な肥料生産、販売がなされるよう指導しました。（園芸課）

令和2年度実績

生産業（新規登録・更新・届出・変更等） 29業者 38銘柄、

販売業（届出・変更・廃止） 39業者

- 「いちご」や「みかん」など出荷前の農産物20品目、56件について農薬133成分の有無を調べたところ、農産物2件から適用外農薬が検出されたため、流通を未然に食い止め、適正使用について指導を行いました。（園芸課）

令和2年度農薬適正使用分析

項目	実施状況	備考
対象作物	たまねぎ、施設トマト、アスパラガス、こねぎ（ねぎ含む）、施設きゅうり、キャベツ、レタス、いちご、施設なす、ハウスみかん、露地みかん、なし、ぶどう、キウイフルーツ、チンゲンサイ、ほうれんそう、ブロッコリー、みずな、こまつな、さやえんどう	適用外農薬検出 2件
分析件数	56件	

- 農産物の生産段階における安全性を確保するため、農薬や化学肥料が適正に使用されるよう、市町や農業団体等と一体となって、農薬の危害防止に関するポスターや直売所に出荷する農家向けの農薬適正使用パンフレットを配布するなど、その取扱いに対する正しい知識の普及・啓発に努めました。（園芸課）

- ・市町、農協等の指導者や直売所に出荷している生産者等を対象に、研修会を開催し、農薬や肥料の適正使用の徹底を図りました。（園芸課）

令和2年度実績 農薬・肥料適正使用研修会等 5回開催 参加者数 385人



<農薬が適正に使用されているか分析>



<農薬適正使用研修会の開催>

- ・しいたけ生産者で組織している「佐賀県原木しいたけ栽培研究会」を対象に、現地研修会等を開催し、生産過程における無農薬栽培及び適正表示等の指導を行いました。

(林業課)

令和2年度実績 研修会等 3回開催 参加者数 約80人



<現地研修会における無農薬栽培の指導>



<生・乾しいたけの講習会における適正表示指導>

【令和2年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
農薬安全使用等総合推進事業費	2,717	農薬による危害を防止するための正しい知識の普及・啓発、残留農薬分析調査の実施などの農薬適正使用の徹底
肥料・廃ビニール・農業機械等適正指導推進費	282	肥料の品質保全と適正取引を確保するための検査及び登録等の実施

【参考となる主な指標の状況】

項目	年 度	実 績
農薬適正使用研修会（指導者対象）参加者数	令和元年度	580人
	令和2年度	385人

② 農業生産工程管理（GAP）の取組の推進

- 農業団体等関係機関と一体となり、各地区での施設野菜などの研修会等やコンサルタントを活用した研修、県全体のGAP推進大会を開催し、GAPの普及啓発を行いました。

(園芸課、関係各課)

令和2年度実績 研修会等 79回開催 参加者数 3,958人

- 麦の生産研修大会において、農業団体などと一体となって、GAPに取り組む共同乾燥調製施設の拡大を図るための啓発を行いました。（農産課）

令和2年度実績 研修会等 1回開催 参加者数 約100人

「佐賀県GAP」チェックシートの取組例

区分	必須／重要	取組事項	管理適合基準
廃棄物の適正な処理・利用	必須	廃棄物は適正に処理している。	廃棄物（例：廃プラスチック、空容器、空袋）は適切に保管し、処理している。

法律上順守すべき事項
は「必須」、通知や規範等
に定められたものは「重
要」で整理しています。



<平成29年9月改訂 佐賀県GAPの取組例>

【令和2年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
GAP普及啓発推進事業費	1, 660	農業生産工程におけるリスク管理を総合的・体系的に行うGAPの推進及びGAPの認証取得に対する支援を行った。

【参考となる主な指標の状況】

項目	年度	実績
GAPに取り組む組織数（生産部会等）	令和元年度	61組織
	令和2年度	56組織

※GAP

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

(2) 安全・安心な畜産物の生産・供給

【畜産課】

取組方向

消費者に信頼される安全・安心な畜産物を生産・供給するため、動物用医薬品、飼料及び飼料添加物の適正使用とその使用履歴の記帳や、家畜伝染病対策を推進します。

【令和2年度の実施状況】

① 動物用医薬品、飼料、飼料添加物の適正使用の徹底

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、各家畜保健衛生所の職員を「薬事監視員」として配置し、動物用医薬品販売業者や畜産農家等に対して立入調査を実施し、動物用医薬品の保管や適正販売、適正使用を指導しました。

令和2年度実績 農家等への立入調査戸数 2,381戸

- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づき、農業団体等と連携し立入調査を実施し、飼料及び飼料添加物使用履歴の記帳の徹底を指導するとともに、県ホームページにおいて広く情報提供を行いました（平成30年度～）。

令和2年度実績 飼料安全性立入検査件数 126件

【令和2年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
一般衛生指導事業	1,840	動物用医薬品販売業者の調査・指導、獣医師の調査・指導
飼料生産流通対策事業	119	飼料製造業・販売者の調査・指導、畜産農家の調査・指導

② 家畜伝染病対策の実施

- ・家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守し、防疫対策が徹底されるよう指導を一層強化するとともに、防疫演習の実施や防疫資材の備蓄等、防疫体制の整備に努めました。

令和2年度実績 防疫演習 9月25日（アフリカ豚熱）
10月13日（豚熱）
1月21日（鳥インフルエンザ）

- ・高病原性鳥インフルエンザについては、ウイルスの有無を確認するためのサーベイランス等を実施し発生予防に努めました。

令和2年度実績 サーベイランス検査件数 133件

- ・家畜伝染病の発生予防のための立入調査や病性鑑定などを行い、生産段階での安全・安心な畜産物の生産に努めました。

令和2年度実績 発生予防のための立入調査戸数 2,381戸
病性鑑定件数 457件

【令和2年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
衛生推進対策事業	6, 821	飼養衛生管理の改善・向上の指導、危機管理体制の整備
家畜防疫対策事業	32, 517	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜伝染病発生予防のための各種検査等の実施、口蹄疫等の発生に備えた防疫体制の整備 ・ 家畜伝染病及び家畜伝染性疾患の早期発見診断 ・ 96ヶ月齢以上の死亡牛に係るBSE検査

【参考となる主な指標の状況】

項目	年 度	実 績
飼料安全性立入検査実施件数	令和元年度	99件
	令和2年度	126件
畜産農家立入状況	令和元年度	2, 106戸
	令和2年度	2, 381戸

(3) 安全・安心な水産物の生産、供給

【水産課】

取組方向

消費者に信頼される安全・安心な水産物を生産・供給することは生産者の責務であり、これまで実施してきた養殖魚介類を対象とした医薬品の適正使用の徹底及び生産履歴の記帳を推進します。

また、貝毒については、原因プランクトンの発生状況や貝類の毒化状況についての調査を実施し、必要に応じて関係漁協に出荷自主規制措置を要請する等、貝毒による食中毒の防止に努めます。

【令和2年度の実施状況】

① 水産用医薬品の適正使用の徹底及び生産履歴の記帳の推進

- ・魚介類養殖業者、関係漁協職員を対象に、講習会や現地指導を実施し、水産用医薬品の適正使用の徹底及び生産履歴を記録した養殖日誌の記帳を推進しました。
- ・漁協が回収した養殖日誌をチェックし、記帳方法及び保管を個別指導しました。

令和2年度実績

水産用医薬品適正使用指導等会議	2回開催
養殖衛生指導等を実施した経営体数	41経営体



<現地指導の様子>

【令和2年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
養殖衛生管理体制整備事業 (玄海水産振興センター)	1,425	総合推進会議の開催等、養殖衛生管理指導、養殖現場情報の監視、疾病対策、新規魚病に対する検査体制の構築
内水面漁業振興対策事業 (有明水産振興センター)	208	養殖防疫管理指導、特定疾病等監視対策 (KHV対策)、防疫対策会議開催

【参考となる主な指標の状況】

項目	年 度	実 績
養殖衛生管理指導を実施した 経営体数	令和元年度	44経営体
	令和2年度	41経営体

② 貝毒原因プランクトン調査、貝毒調査の実施

- ・佐賀県貝毒対策実施要領に基づき、玄海、有明海において貝毒の原因となるプランクトンの発生状況を監視し、二枚貝の毒化状況を調査したことで、毒化した二枚貝の流通防止を図りました。

令和2年度実績

貝毒発生監視調査の総実施数 78 検体



<貝毒原因プランクトンの一例>

【令和2年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
赤潮貝毒監視事業 (貝毒発生監視調査 ・玄海水産振興センター)	731	貝毒原因プランクトン調査、貝毒定期調査
赤潮貝毒監視事業 (貝毒発生監視調査 ・有明水産振興センター)	70	

【参考となる主な指標の状況】

項目	年 度	実 績
貝毒発生監視調査を実施した検体数	令和元年度	64 検体
	令和2年度	78 検体

(4) トレーサビリティ制度の取組の推進

【畜産課、流通・貿易課】

取組方向

牛肉や米について、各トレーサビリティ法（「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律」）に基づく制度の適切な運用のための支援・指導を実施します。

【令和2年度の実施状況】

① 牛トレーサビリティ制度※の確実な実施に対する指導（畜産課）

- 牛個体識別番号を表示した耳標（牛個体識別耳標）は、牛の飼養者が所属する取扱団体ごとに管理されており、取扱団体間で耳標を異動させる場合に管理替えの手続きを行いました。

令和2年度実績　　牛個体識別耳標の管理換え件数　　2件

- 牛の飼養者が所属する取扱団体を変更した場合に変更手続き等を行いました。

令和2年度実績　　所属団体の変更手続き等の件数　　4件

- 家畜保健衛生所などが牛飼養農家巡回時に、生産段階における牛個体識別耳標の装着や出生、異動報告を適切に実施するための指導を行いました。（随時）



<個体識別耳標を装着した牛>
(農林水産省のパンフレットより)



<個体識別耳標>
(家畜改良事業団のHPより)

※牛トレーサビリティ制度

平成13年9月に国内で初めて発生した牛海綿状脳症（BSE）への対応策として、平成15年6月に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛トレーサビリティ法）が制定されました。

この法律により、牛が生まれた時から精肉として消費者の元に届くまでの経過を追跡できるよう牛トレーサビリティ制度が運用されており、国内で飼養されている全ての牛は、それぞれ固有の個体識別番号が付けられ、この番号に基づいた各種情報の管理が義務付けられています。

② 米トレーサビリティ制度※の確実な実施に対する指導（流通・貿易課）

- ・米トレーサビリティ制度の周知を図るため、米穀事業者（生産者、小売業者、外食事業者など）に対して概要パンフレットの配布を随時行いました。

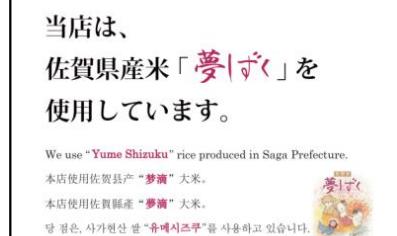
- ・米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）に基づき、国と連携して巡回立入検査を行いました。

令和2年度実績 立入検査件数 9件

- ・外食産業における一般消費者への産地情報の伝達が適切に行われるよう、産地情報を伝達するためのPOPを作成し、米飯を提供している県内の飲食店等へ随時配布しました。



<制度概要パンフレット>



<県が配布する産地情報伝達POP>

【令和2年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
米穀等適正流通推進事業	1, 310	米トレーサビリティ法、食糧法及び農産物検査法の適正運用のため、県内事業者を対象に巡回立入検査や普及啓発の実施

※米トレーサビリティ制度

米及び米を主原料とする加工食品について、生産から消費者へ販売されるまでの各段階を通じて履歴追跡を可能にすること等を目的に、平成21年4月に「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(米トレーサビリティ法)が制定されました。

この法律により、米及び一定の米加工食品を取り扱う事業者に対し、取引等の記録を作成・保存するとともに、米又は原料米の産地情報を取引先や消費者に伝達することが義務付けられています。

(5) 環境への配慮

【園芸課、畜産課、水産課】

取組方向

農林水産物の持続的な生産が可能な環境の保全に配慮するため、農薬や化学肥料の使用を低減した生産方式の導入促進や、養殖漁場の環境保全に努めるなど、持続性の高い環境にやさしい農林水産業の推進を図ります。

【令和2年度の実施状況】

① 環境保全型農業の推進

・現地研修会（有機農業塾：令和2年7月、令和3年3月の2回）を開催するとともに、環境保全型農業の取組に必要な機械などの整備に対する支援を行うことにより、環境保全型農業の取組拡大を推進しました。（園芸課）



＜有機農業塾 開催状況＞

・米や野菜などの有機JAS認定に対する支援を行い、有機農業の取組を推進しました。（園芸課）

・耕種農家に堆肥の効能等を紹介し、堆肥を利用して作物を栽培することのメリット等を周知することにより、化学肥料の使用を低減した環境保全型農業を推進しました。（畜産課）

【令和2年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
有機農業等環境保全向上対策事業	17,054	環境保全型農業の取組を行う農業者や有機JASの認定者に対する支援など

【参考となる主な指標の状況】

項目	年度	実績
GAPに取り組む組織数（生産部会等） (再掲)	令和元年度	61組織
	令和2年度	56組織

② 養殖漁場における環境保全の推進（水産課）

- 定期的に養殖漁場環境調査を行い、漁場環境のモニタリングを行うとともに、関係機関に情報を提供することで、養殖漁場環境の保全と養殖漁家の安定生産を図りました。また、持続的養殖生産確保法第4条に基づき漁協が作成する漁場改善計画の指導を行いました。

令和2年度実績 漁場改善計画の参加者数 約700人



<環境調査の様子>

【令和2年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
玄海漁場環境保全調査 (玄海水産振興センター)	2,452	水質及び底質・底生生物調査、藻場調査
ノリ養殖環境モニタリング調査 (有明水産振興センター)	500	水質及び底質調査

【参考となる主な指標の状況】

項目	年 度	実 績
漁場改善計画の参加者数	令和元年度	719人
	令和2年度	700人

製造・流通・販売段階での食品の安全性の確保

(6) 食品関連事業者等における自主管理の推進

【生活衛生課】

取組方向

食品関連事業者は、食品衛生の確保及び向上を重要な責務として認識し、自主的な衛生管理の徹底を進めていくことが重要です。また、食品衛生法が改正され、HACCP※による衛生管理が制度化されます。県は、それらの取組が推進されていくよう適切な助言や指導を行っていきます。

【令和2年度の実施状況】

- ・食品関連事業者などを対象に、HACCP※に沿った衛生管理等について、図表などを用いた分かりやすい講習会を実施しました。

令和2年度実績 講習会 151回開催 参加者数 12, 262人

- ・食品衛生指導員が、食品関連事業者による自主的な衛生管理を推進するために必要な知識等を習得するための研修を行いました。

令和2年度実績 食品衛生指導員特別研修会 1回開催 参加者数 146人

【令和2年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
食品営業許可及び監視指導取締事業	4, 251	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導
乳肉水産食品衛生指導及び検査事業	1, 688	乳肉関係営業施設に対する監視指導
食品衛生及び食中毒対策事業	4, 934	食中毒の未然防止及び被害の拡大防止
食品衛生協会補助事業	700	食品衛生関係営業者の衛生知識の向上及び自主管理の推進

【参考となる主な指標の状況】

項目	年 度	実 績
食品衛生関係講習会等受講者数	令和元年度	11, 660人
	令和2年度	12, 262人
食品衛生指導員数	令和元年度	352人
	令和2年度	341人

※HACCP

食品の安全を確保するための衛生管理手法の一つで、原料から最終製品までの工程において重要な管理点を特定し、それを連続的に監視することによって、製品の安全性を保証する衛生管理手法です。

(7) 食品関連事業者等に対する監視指導及び検査体制の整備

【生活衛生課】

取組方向

食の安全確保をより一層推進するため、毎年度「佐賀県食品衛生監視指導計画」を策定し、食品取扱施設の監視指導や抜取り検査による流通する違反食品の排除などを計画的に実施していきます。

【令和2年度の実施状況】

- ・近年の食中毒発生状況や違反食品事例及び食品取扱施設の規模による社会的影響等を考慮して、重点的に監視指導を行う事項（重点監視事項）や食品検査の対象食品や検査項目などを「令和2年度佐賀県食品衛生監視指導計画」として策定し、計画に基づいた効果的かつ効率的な監視・指導及び食品検査を実施しました。

令和2年度実績　　食品営業施設の監視指導件数 6,900件
　　　　　　　　　食品検査検体数 911検体



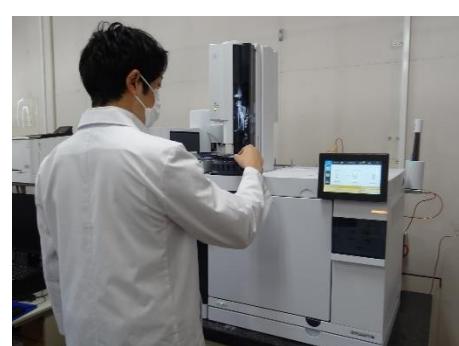
<スーパーでの監視指導の様子>



<ATP検査キットを用いた手指の清浄指導の様子>



<食品の細菌検査の様子>



<食品の理化学検査の様子>

<監視指導に活用したチラシの例>

チラシ「各は特にご注意！ノロウイルスによる食中毒」。主な内容は以下の通りです。

- 各は特にご注意！**
- ノロウイルスによる食中毒**は夏だけではありません。ノロウイルスによる食中毒が冬に多発しています!!!
- データみると**
 - 症状で見ると、ノロウイルスによる食中毒は年齢別で男女ともに1位。
 - 11~2月は日持ちする。
 - ノロウイルスは340人。
 - 食中毒の原因は食事。
- ノロウイルスによる食中毒予防のポイント**
 - 調理する人の**健康管理**
 - 作業前などの**手洗い**
 - 調理器具の**消毒**
- 問い合わせ先: 佐賀県衛生ホームページ「ノロウイルスによる食中毒予防対策」<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-000010451-001.html>
- 厚生労働省 <http://www.pref.saga.lg.jp/>

チラシ「新たにテイクアウトやデリバリーを始める飲食店の方へ」。主な内容は以下の通りです。

- 新たにテイクアウトやデリバリーを始める飲食店の方へ**
- 衛生管理を徹底し食中毒にご注意ください！**
- テイクアウトやデリバリーでは、調理してからお客様が食べるまでの時間が長く、気温の高い時期は、特に食中毒リスクがあります。
- こまめな手洗いや調理者の衛生管理など普段からやっている衛生管理に加え、以下のポイントが実行できているかチェックしてください。
- チェックリスト（例）：
 - テイクアウトやデリバリーに適したメニュー、容器ですか？
 - 野菜などご生もの際は洗いましょう。
 - 水分を取る、よく煮詰め、煮、容器に小分けするなど傷めにくい工夫をしましょう。
 - お店の規模や調理能力に見合った提供数になっていますか？
 - 注文を受けたから調理するなど、食べられるまでの時間を短くする工夫をしましょう。
 - 容器始めは、清潔な場所で行いましょう。
 - 加熱が必要な食品は、中心部まで十分に加熱していますか？
 - 半熟・炙り・アレアなお肉の提供は、テイクアウト・デリバリーでは控えましょう。
 - 保冷剤、クーラーボックス、冷蔵庫、温蔵庫などを活用していませんか？
 - 調理した食品は速やかに以下まで保管しますか、65℃以上で保管します。
 - 食中毒菌は、20~50℃の温度帯でよく増殖します。
 - 速やかに食べるよう、お客様にお知らせしていますか？
 - 購入した食品は速やかに食べるよう、口頭で、または容器にシールを貼るなどして、お客様に伝えましょう。
- 佐賀県 <http://www.pref.saga.lg.jp/>
- 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-000010451-001.html>

営業規制の見直しについて

平成30年の食品衛生法の改正に伴い、**営業許可業種が見直されました**（下記のとおり）

営業許可業種でない場合であっても、原則管轄の保健福祉事務所への届出が必要です。（下記のとおり）

新たな制度は**令和3年6月1日**から始まります。

これに伴い、**佐賀県食品衛生条例による許可・登録制度は廃止されます**。

● 営業許可業種の見直しとともに、許可の要件である施設の基準も改正されました。

新たな許可・届出制度

新たな制度による業種へ移行

A食品衛生法の営業許可業種

飲食店業者、菓子製造業、そば・うどん製造業、酒類製造業、酒類販売業、冷凍食品製造業、乳類飲料業、肉内臓充満など34業種

B食品衛生法の営業届出業種

水あめ製造業、じゃんこやマーマレード製造業、魚介類加工業、牛骨用途分離小分け包装業、味噌・醤油・豆乳・豆乳飲料業、味噌・醤油・豆乳・豆乳飲料業、こんにゃく製造業、そば・うどん・半製品製造業、漬物類製造業

C届出対象外業種

豆又はその加工品の販売、魚介類販売

Dに該当しない営業が届出対象

野菜果樹栽培業、栽培野菜・花き(栽培品のみの販売)、水あめ、じゃんこや、味噌・醤油、こんにゃくなどの製造業、行動など

E届出対象外業種

食品・添加物の輸入をする業者、運搬業、容器包装に入った長期間保管で保存可能な食品の販売など

【令和2年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
食品営業許可及び監視指導取締事業（再掲）	4, 251	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導
乳肉水産食品衛生指導及び検査事業（再掲）	1, 688	乳肉関係営業施設に対する監視指導
食品衛生及び食中毒対策事業（再掲）	4, 934	食中毒の未然防止及び被害の拡大防止
食品衛生協会補助事業（再掲）	700	食品衛生関係営業者の衛生知識の向上及び自主管理の推進
食肉処理場の食中毒菌汚染対策事業	388	と畜場の衛生管理の向上及びの安全性の確保
食肉衛生検査所運営事業	17, 893	と畜検査及び食鳥検査
牛海绵状脳症検査事業	614	食肉の安全性と消費者の食に対する安心の確保

【参考となる主な指標の状況】

項目	年 度	実 績
食品衛生監視指導計画に基づく食品検査検体数	令和元年度	926検体
	令和2年度	911検体
食品衛生監視員数	令和元年度	62人
	令和2年度	62人

(8) 食品等の安全性の確保に向けた調査研究の推進

【生活衛生課】

取組方向

食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究に取り組んでいきます。

また、その成果に基づき、食品関連事業者へ適切な助言指導を行っていきます。

【令和2年度の実施状況】

- ・食中毒等の食品等に起因する健康被害の発生又は被害の拡大を防止するため、最新の科学技術に基づいた迅速かつ高度な分析結果を提供するための調査研究や食品等による健康被害事例や違反食品の発生事例等について、その原因究明や再発防止策についての調査・研究を実施し、食品関連事業者への技術的支援を行いました。
- ・食肉の安全性を確保するため、動物由来感染症に関する調査研究と畜検査結果の農場へのフィードバックによる疾病発生の未然防止等につながるよう、情報提供を行いました。

令和2年度実績

保健福祉事務所における食品に関する相談・苦情件数 215件

食中毒関係検査件数 14件

【令和2年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
食品営業許可及び監視指導取締事業（再掲）	4, 251	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導
乳肉水産食品衛生指導及び検査事業（再掲）	1, 688	乳肉関係営業施設に対する監視指導
食品衛生及び食中毒対策事業（再掲）	4, 934	食中毒の未然防止及び被害の拡大防止
食肉処理場の食中毒菌汚染対策事業（再掲）	388	と畜場の衛生管理の向上及びの安全性の確保
食肉衛生検査所運営事業（再掲）	17, 893	と畜検査及び食鳥検査
牛海綿状脳症検査事業（再掲）	614	食肉の安全性と消費者の食に対する安心の確保

消費段階での食品の安全性の確保

(9) 食品による健康被害情報の収集と迅速な対応

【生活衛生課】

取組方向

食品を原因とした健康被害の発生やそれらに関する情報を入手した場合には、迅速に必要な調査を行い、被害の拡大を防止するために必要な措置を行っていきます。

【令和2年度の実施状況】

- ・食品による健康被害の発生などの情報を得た際には、速やかに調査を行い、その原因究明に努め、それらに起因する健康被害の発生や危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずるよう、食品関係事業者等へ指導を行いました。

令和2年度実績

保健福祉事務所における食品に関する相談・苦情件数 215件（再掲）

食中毒の発生件数 10件

食中毒関係検査件数 14件（再掲）

【参考となる主な指標の状況】

項目	年 度	実 績
保健福祉事務所における食品に関する相談・苦情件数	令和元年度	273件
	令和2年度	215件
食中毒の発生件数	令和元年度	11件
	令和2年度	10件

2 食品等に対する県民の信頼の確保

(1) 適正な食品表示の推進

【生活衛生課、くらしの安全安心課、健康増進課、薬務課】

取組方向

食品表示は消費者が商品購入の判断材料とする重要な情報です。

食品事業者による食品の偽装表示や不適正な表示が後を絶たない要因として、食品事業者として自らが食品の安全性の確保について、第一義的責任を有していることへの認識の欠如や食品表示制度に対する認識不足、事業所内のチェック体制の不備などがあります。

このため、平成17年度に県独自の「佐賀県食品表示責任者設置促進事業実施要領（以下「表示責任者設置要領」という。）」を策定し、食品製造事業者等の自主的な活動を促進するとともに、消費者や農林水産省九州農政局佐賀県拠点（以下「九州農政局佐賀県拠点」という。）等の関係機関と連携して監視・指導を強化し、県内での製造・加工販売される食品の適正な表示の普及を図ります。

国の動き

- ・食品衛生法、JAS法、健康増進法の各法でそれぞれ規定されていた食品表示制度は、各法で規定する目的が異なることから、内容が複雑（JAS法では表示が不要であるが食品衛生法では必要など）となっていたため、食品関連事業者、消費者の双方にとって分かりにくいものとなっていました。
- ・このため、消費者庁において、食品関連事業者、消費者双方にとって分かりやすく、整合性の取れた表示基準を包含した新しい法律の制定が検討され、平成25年6月に、この3つの法律の食品表示制度に係る箇所を一元化した「食品表示法」が制定され、平成27年4月1日に施行されました。

【令和2年度の実施状況】

① 食品表示責任者の設置、事業者の自主点検の推進（生活衛生課）

- ・食品関連事業者に対する監視・指導や普及啓発を行うために、農産物直売所等を対象とした合同調査、食品表示110番情報など被疑情報に基づく立入調査などに取り組みました。

令和2年度実績 生鮮食品品質表示実態調査件数 146件（国との合算）
食品表示110番の受付件数 5件

- ・食品関連事業者による自主的な意識向上を促進するために設けた「表示責任者設置要領」に基づき、登録された食品関連事業者の食品表示責任者に対し、食品表示に関する情報提供や講習会を開催しました。

令和2年度実績 食品情報誌（ニュースレター）の発行回数 2回

- ・食品表示110番に情報が寄せられた情報のうち、偽装表示等の違反が確認された場合には、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、食品関連事業者が直ちに改善方策を講じている場合を除き、指示・公表を行っています。

令和2年度実績 改善指示・公表件数 0件

- ・食品表示に関して食品関連事業者から相談を受けたときは、法的根拠を示しながら、適正な表示となるように回答しました。

令和2年度実績 食品表示相談の受付件数 72件

- ・食品関連事業者による食品表示の適正化に向けて、食品表示責任者の登録を一層促進し、食品関連事業者に対する支援を継続しました。

令和2年度実績 食品表示責任者登録者数 542件

- ・登録された食品関連事業者に対してニュースレターを発行しました。

令和2年度の実績

ニュースレターの発行回数 2回（再掲）



- ・県民に対しても食品表示制度について県ホームページなどを通じて、情報の提供に努めました。

② 監視・指導、検査体制の整備

- ・消費期限や保存方法などの表示違反事項については、「佐賀県食品衛生監視指導計画」に基づき、県内流通品からの違反食品の排除に努めました。（生活衛生課）

- ・消費者等からの食品表示110番を通して情報収集や調査に努め、九州農政局佐賀県拠点等の関係機関とも連携を図り、食品製造・加工事業者、食品販売事業者等に対する監視・指導の強化を図りました。（生活衛生課）

令和2年度実績 食品表示110番の受付件数 5件（再掲）

- ・各保健福祉事務所の食品衛生監視員により、夏期や年末の一斉取締などで、県内に流通する食品の表示検査を実施するとともに、必要に応じ指導を行いました。（生活衛生課）

令和2年度実績 食品表示検査数 39, 778件

- ・景品表示法及び計量法に基づく相談、指導を実施しました。（くらしの安全安心課）

景品表示法関係

事業者からの食品表示に関する相談延件数	令和2年度実績	5件
不適正な食品表示に対する指導件数	令和2年度実績	1件

計量法関係

事業者からの食品表示に関する相談延件数	令和2年度実績	9件
不適正な食品表示に対する指導件数	令和2年度実績	4件

- ・栄養表示等に対する相談、指導を実施しました。（健康増進課）

事業者からの食品表示に関する相談延件数	令和2年度実績	331件
不適正な食品表示に対する指導件数	令和2年度実績	44件

- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）に基づく相談、指導を実施しました。（薬務課）

事業者からの食品表示に関する相談延件数	令和2年度実績	5件
不適正な食品表示に対する指導件数	令和2年度実績	1件

【令和2年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
食品表示適正化・安全対策事業	109	食品表示法に基づく食品表示制度に係る情報提供、食品関連事業者への確認・立入調査など

【参考となる主な指標の状況】

項目	年 度	実 績
食品表示110番の受付件数	令和元年度	8件
	令和2年度	5件
食品衛生監視指導計画に基づく食品表示検査数	令和元年度	42, 574件
	令和2年度	39, 778件

(2) 原産地に関する情報提供の充実

【生活衛生課】

取組方向

消費者が食品を選択するとき、大切な情報の一つに食品の原産地に関する情報があり、この情報提供については、食品表示法に基づく食品表示基準で定められています。

この基準では、原産地を表示しなければならない食品として、生鮮食品並びに22食品群及び5品目の加工食品がありますが、令和3年3月31日までにそれ以外の全ての加工食品でも最も使用量が多い原材料の原産地（製造地）の表示が義務化されます。

国産生鮮食品の畜産物にあっては、国産である旨に代えて、都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示できます。

また、22食品群及び5品目の国産品の加工食品にあっては、国産である旨に代えて、都道府県名など詳細な産地名（水産物にあっては水域名や港名など）を表示できます。

県としては、国産である旨の表示よりも、更に詳細な情報である都道府県名、市町村名等で表示することを推進し、消費者に対する詳細な原産地の情報提供を図ります。

【令和2年度の実施状況】

- ・講習会や研修会の機会を捉えて、詳細な原産地の表示に努める旨の普及啓発を行いました。
令和2年度実績 講習会等 3回開催 参加者数 約100人

【参考となる主な指標の状況】

項目	年度	実績
生鮮食品の原産地表示率が80%以上 である店舗の割合	令和元年度	99.3%
	令和2年度	100.0%

対象食品の例	原産地の表示例 【推奨する度合い】		
	国産	佐賀県、宮崎県	武雄市、日向市
 生鮮豚肉	【可】	【良】	【優】
 緑茶	国産	佐賀県、京都府	
	【可】	【優】	
 たぐあん	国産	佐賀県、千葉県	唐津市、千葉市
	【可】	【良】	【優】

可：通常の表示例

良：詳細な表示例

優：最も詳細な表示例

(3) 自主回収の報告制度

【生活衛生課】

取組方向

事業者が食品等の自主回収に着手した際、食品等による健康への被害やその拡大を防止する観点から事業者に報告を義務付け、その情報を集約してホームページで公表することで、速やかに県民に周知するとともに、事業者の迅速な回収を支援します。

【令和2年度の実施状況】

- 事業者から報告を受けた自主回収情報については、迅速に県ホームページに掲載することにより、県民への自主回収情報の周知に努めました。

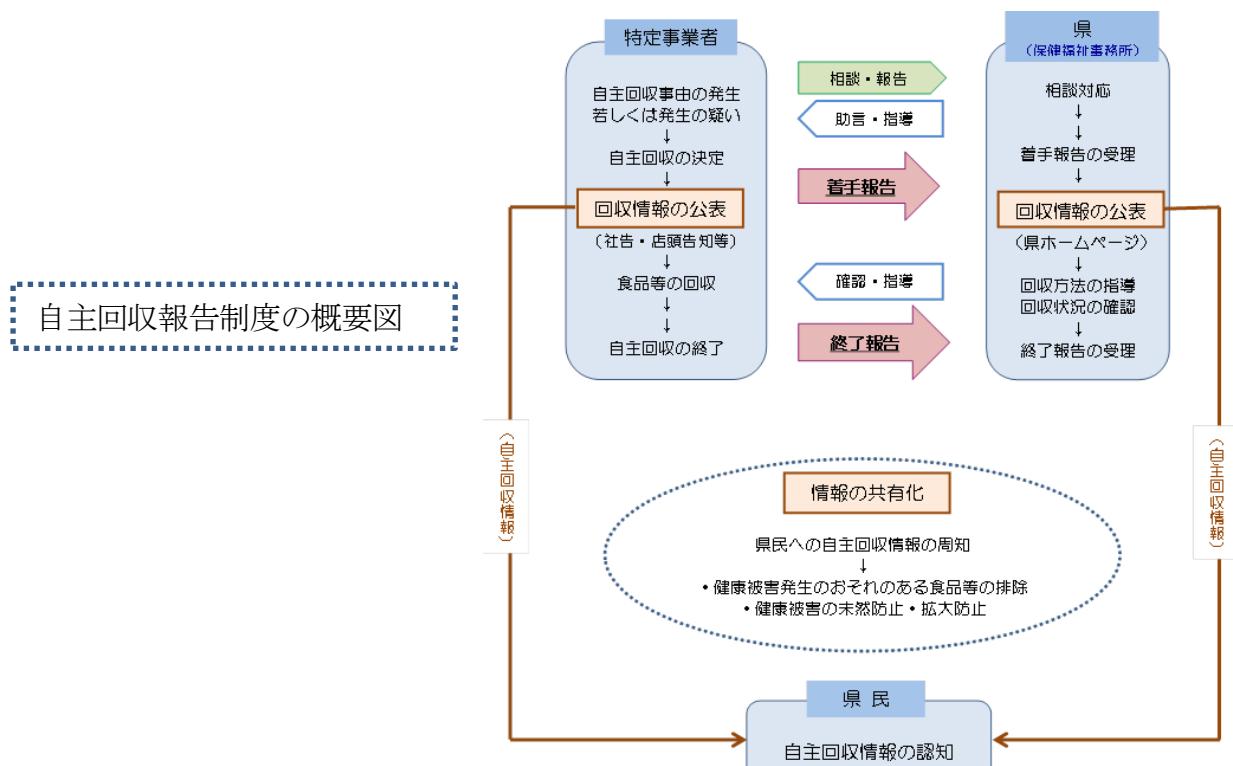
令和2年度の実績　自主回収の報告件数　1件

【令和2年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
食品営業許可及び監視指導取締事業（再掲）	4, 251	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導
乳肉水産食品衛生指導及び検査事業（再掲）	1, 688	乳肉関係営業施設に対する監視指導
食品衛生及び食中毒対策事業（再掲）	4, 934	食中毒の未然防止及び被害の拡大防止

【参考となる主な指標の状況】

項目	年 度	実 績
自主回収の報告件数	令和元年度	5件
	令和2年度	1件



(4) 食の安全・安心に関する情報の発信と共有

【関係各課】

取組方向

消費者の食の安全に関する知識と理解の促進を図るため、迅速で積極的な情報の提供に努めるとともに、県内の生産者、食品関連事業者、消費者及び行政等の関係者から成る佐賀県食品安全推進会議の開催や、内閣府食品安全委員会と連携して実施するリスクコミュニケーション※の開催などを通じて、消費者との意見交換や関係者相互間の意見交換を促進します。

また、地域における食の安全に関する正しい知識を有する人材の育成に努めます。

【令和2年度の実施状況】

① 情報の収集と提供（くらしの安全安心課）

- ・県ホームページ等で、農林水産物に関する情報、食中毒情報、食品衛生監視指導状況等の食品の安全・安心に関する情報提供を行いました。
- ・講演会は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から実施しませんでした。
- ・食の安全・安心に関して正しい知識を知ってもらうため、リーフレットを作成し小学校5年生および中学校2年生に配布しました。



<食の安全・安心リーフレット>

② リスクコミュニケーションの推進（生活衛生課）

- ・生産者、食品関連事業者、消費者及び行政の関係者間における相互の立場や役割に対する認識を深めるとともに、食の安全等に関する情報共有や認識の格差解消を図るために、これら関係者が情報や意見を交換するリスクコミュニケーションを図るための会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実施しませんでした。

【令和2年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
食品営業許可及び監視指導取締事業 (再掲)	4, 251	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導
乳肉水産食品衛生指導及び検査事業 (再掲)	1, 688	乳肉関係営業施設に対する監視指導
食品衛生及び食中毒対策事業(再掲)	4, 934	食中毒の未然防止及び被害の拡大防止
食品表示適正化・安全対策事業(再掲)	109	食品表示法に基づく食品表示制度に係る情報提供、食品関連事業者への確認・立入調査など

【参考となる主な指標の状況】

項目	年 度	実 績
食の安全安心ホームページの閲覧数	令和元年度	1, 569回
	令和2年度	1, 300回

③ 食の安全・安心の確保を担う人材の育成

- 農薬に関する専門的な知識を有し、地域における農薬適正使用の指導的役割を担う者を農薬指導士として認定・更新し、生産段階における農薬の安全使用や適正販売の確保を図りました。(園芸課)

令和2年度実績 農薬指導士更新者数 176人
農薬指導士新規認定者数 27人

- 食品関連事業者が自主管理の推進のため実施している食品衛生指導員制度を支援し、地域における食の安全を推進する人材の育成に努めました。(生活衛生課)

令和2年度実績 食品衛生指導員特別研修会 1回開催 参加者数 146人(再掲)

- 給食施設等の管理栄養士や調理従事者などへの講習会や出前講座などを行い、各地域における食の安全に関する正しい知識を有する人材の育成に努めました。(生活衛生課)

令和2年度実績 講習会 151回開催 参加者数 12, 262人(再掲)

【令和2年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
農薬安全使用等総合推進事業 費（再掲）	2, 717	農薬による危害を防止するため、正しい知識の普及・啓発
食品営業許可及び監視指導取 締事業（再掲）	4, 251	飲食に起因する衛生上の危害の発生防 止及び食品営業施設の監視指導

【参考となる主な指標の状況】

項目	年 度	実 績
農薬指導士数（実認定者数）	令和元年度	590人
	令和2年度	585人
食品衛生指導員数（再掲）	令和元年度	352人
	令和2年度	341人
食品衛生監視員数（再掲）	令和元年度	62人
	令和2年度	62人

※リスクコミュニケーション

食品には一定のリスク（食材そのものに存在するリスク、製造や流通等の過程で発生するリスクなど）が存在することを前提に、生産者、食品関連事業者や消費者、行政等の関係者が必要な情報を共有し、理解を深めるために、それぞれの立場から相互に意見交換を行うこと。

(5) 食育の推進を通じた取組

【くらしの安全安心課、ほか関係課】

取組方向

食に関する知識を深め、安全な食品を自ら選択する力を習得できるよう、家庭、学校・保育所、地域等のさまざまな分野で食育を推進します。

【令和2年度の実施状況】

- 「早ね・早起き・朝ごはん」キャンペーンに取り組み、子どもや保護者に対して情報発信を行いました。特に、次世代を担う子どもたちの健全な育成のため、学校、保育所・幼稚園等における食育の推進を図りました。（くらしの安全安心課）

令和2年度実績

料理教室（10月）、体験型イベント（11月） 参加者数 112人

佐賀県食育賞（2団体・1個人）の決定

学校等で行う食育講習会への講師派遣 5か所

食育啓発動画の公開（11月）、家族団らんカレンダーの作成配布

<家族団らんカレンダー>



- 県民運動推進組織「食育ネットワークさが」の活動を通じて、地域等における食育の推進を図りました。（くらしの安全安心課）

令和2年度実績 情報誌「生きる力」の発行（年6回）

ホームページやフェイスブックでの情報発信

【令和2年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
“食で育む”佐賀の食育推進事業	6,023	食育ネットワークさがの活動を通じた食育推進や、学校、保育所、幼稚園等における食育の充実

【参考となる主な指標の状況】

項目	年 度	実 績
「健康に食事は大切である」と考える児童生徒の割合〔小学5年生男子〕	令和元年度	89. 9%
	令和2年度	90. 1%
「健康に食事は大切である」と考える児童生徒の割合〔小学5年生女子〕	令和元年度	90. 1%
	令和2年度	92. 1%
「健康に食事は大切である」と考える児童生徒の割合〔中学2年生男子〕	令和元年度	91. 1%
	令和2年度	91. 0%
「健康に食事は大切である」と考える児童生徒の割合〔中学2年生女子〕	令和元年度	90. 7%
	令和2年度	91. 4%
「食育ネットワークさが」の会員数	令和元年度	269団体
	令和2年度	268団体
学校給食における県産農林水産物の利用割合	令和元年度	40. 8%
	令和2年度	43. 5%
健康づくり協力店登録数※	令和元年度	1038店
	令和2年度	↗

※ 健康づくり協力店登録事業は令和元年度をもって終了。

(6) 地産地消の推進を通じた取組

【農政企画課】

取組方向

生産者と消費者、農産物直売所や給食等の関係者、食品関連事業者などが相互理解と連携を深めていくことで、地産地消を推進します。

【令和2年度の実施状況】

- ・佐賀の農業や農産物、農村を応援してもらう個人や団体、企業などを「さが食・農・むら サポーター」として幅広く募集・登録し、サポーターへの農業・農村の情報発信や生産者との交流事業などにより、佐賀農業・農村のファンづくりを行いました。
- ・県内で生産されている農林水産物や加工品、農産物直売所、農家レストラン等について、佐賀の農業・農村の魅力を消費者の方に知ってもらうため、パンフレット「さが農村めぐり」の製作、配布をしました。また、インターネットなどを通じた情報発信を行いました。
- ・ホームページ「さが農村ひろば」による情報発信
県内の農産物直売所や農村でのイベント等の情報を検索しやすいサイトを設けて情報発信
令和2年度実績
ホームページアクセス数：約32,700件
- ・F a c e b o o k 「さが農村」によるリアルタイムの情報発信
令和2年度実績
投稿記事数：62件、「いいね！」の数：4,804
- ・「さが食・農・むらサポーター」による情報発信やブログの更新
令和2年度実績
「さが食・農・むらサポーター」登録者数：1,684人



・L I N E @ 「さが農村」による情報発信

令和2年度実績

記事投稿数：23件

L I N E @による登録者数：1,160人

(さが食・農・むらサポーターの内数)



・農業女子グループや青少年健全育成会等各地域での「さが食・農・むらサポーター」による農産物等の対面販売やそば打ち体験など県内農業・農村をP Rする活動への支援を行いました。

令和2年度実績 支援先団体：5団体

イベントの参加者数：401人

	支援団体	取組内容
1	AGUMI G r o u p	道の駅における店頭販売で農産物 P R
2	スロウタイム	地場産商品と農産物の詰め合わせセットをドライブスルー販売
3	ゆめさが大学	そば打ち体験を通して、佐賀農業への理解醸成
4	小城市晴田支館	フラワーアレンジメントを通して佐賀県産の花の P R活動
5	けやき台朝市	朝市イベントを開催し、農産物や加工品の販売 P R



【令和2年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
さが農業・農村理解醸成事業	1, 250	<ul style="list-style-type: none"> ・さが食・農・むらサポーター運営委員会への負担金（県 1/2、JA1/2） ・ホームページやメールマガジンの配信、L I N E 等による情報提供 ・さが食・農・むらサポーターによる交流会などのイベント開催に対する支援 ・ふるさと先生の派遣 等

【参考となる主な指標の状況】

項目	年 度	実 績
地産地消拠点施設数※	令和元年度	3 7 1 か所
	令和2年度	3 7 4 か所

※ 農産物直売所、農産加工施設、体験観光農園、農家レストラン、農家民宿の合計数

3 食の安全・安心の確保に向けた体制整備等

(1) 危害情報の申出及び危機管理体制の整備

【生活衛生課】

取組方向

食品に起因する危害が発生した場合には、迅速に情報が伝達され、健康被害の発生及び危害の拡大を防止する適切な対応が取られるよう、危機管理体制の整備、充実を図ります。

【令和2年度の実施状況】

- ・食中毒等の健康被害が発生した場合には、「佐賀県健康危機管理基本マニュアル」や「佐賀県食中毒対策要綱」及び「佐賀県食中毒処理要領」に基づき、関係機関と密接な連携を図るとともに、迅速な原因究明調査に基づく行政上の適切な措置の実施や、必要な情報の迅速な公表等により被害の拡大防止を図りました。

令和2年度実績

保健福祉事務所における食品に関する相談・苦情件数 215件（再掲）

食中毒の発生件数 10件（再掲）

食中毒関係検査件数 14件（再掲）

【令和2年度主要事業】

事業名	事業費 (千円)	事業概要
食品営業許可及び監視指導取締事業（再掲）	4,251	飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び食品営業施設の監視指導
乳肉水産食品衛生指導及び検査事業（再掲）	1,688	乳肉関係営業施設に対する監視指導
食品衛生及び食中毒対策事業（再掲）	4,934	食中毒の未然防止及び被害の拡大防止

(2) 県民意見の反映

【くらしの安全安心課、関係各課】

取組方向

県民からの施策の提案制度やパブリックコメントなどにより広く県民の意見を把握し、施策への反映に努め、生産者、事業者、消費者等の連携した取り組みを進めます。

【令和2年度の実施状況】

① 県民からの施策の提案制度

- ・県民から食の安全・安心の確保に関する施策等についての提案があったときは、当該提案について検討を行い、その提案者に対して結果を通知するとともに、その内容を公表します。（くらしの安全安心課）

令和2年度 提案実績はありませんでした。

- ・食品等に関する県の重要な計画については、パブリックコメント（県民意見提出手続）を実施しました。（生活衛生課）

令和2年度パブリックコメント実績

令和3年度佐賀県食品衛生監視指導計画（案）についての意見募集結果 4件

② 佐賀県食品安全推進会議の設置・運営

- ・生産者、食品関連事業者、消費者及び行政等の関係者からなる「佐賀県食品安全推進会議」（平成15年設置）において、食品の安全性の確保及び食品表示の適正化を図るための施策に関すること、関係者相互間の情報及び意見交換、食の安全・安心の確保に関する施策の実施状況に関すること等について協議し、連携を図りました。

（くらしの安全安心課、関係各課）

令和2年度実績 佐賀県食品安全推進会議 1回開催

（3）国、地方公共団体、関係団体等との連携 【生活衛生課、くらしの安全安心課、関係各課】

取組方向

食の安全・安心の確保に関する施策を推進するため、国や他の地方公共団体との連携を図るとともに、関係団体等との連携にも努めます。

【令和2年度の実施状況】

九州・山口地域食の安全・安心連携会議を通じて、他県等との連携に努めました。

参考となる主な指標の状況

第2章	区分	参考指標	令和元年度	令和2年度	備考	所管課
1 生産から消費に至る各段階での食品等の安全性の確保	安全・安心な農産物の生産、供給	農薬適正使用研修会（指導者対象）参加者数	580人	385人		園芸課
		GAPに取り組む組織数（生産部会等）	61組織	56組織		園芸課
	安全・安心な畜産物の生産、供給	飼料安全性立入検査実施件数	99件	126件		畜産課
		畜産農家立入状況	2,106戸	2,381戸		畜産課
	安全・安心な水産物の生産、供給	養殖衛生管理指導を実施した経営体数	44経営体	41経営体		水産課
		貝毒発生監視調査を実施した検体数	64検体	78検体		水産課
	環境への配慮	GAPに取り組む組織数（生産部会等）（再掲）	61組織	56組織		園芸課
		漁場改善計画の参加者数	719人	700人		水産課
	食品関連事業者等における自主管理の推進	食品衛生関係講習会等受講者数	11,660人	12,262人		生活衛生課
		食品衛生指導員数	352人	341人		生活衛生課
2 食品等に対する県民の信頼の確保	適正な食品表示の推進	食品衛生監視指導計画に基づく食品検査検体数	926検体	911検体		生活衛生課
		食品衛生監視員数	62人	62人		生活衛生課
	食品による健康被害情報の収集と迅速な対応	保健福祉事務所における食品に関する相談・苦情件数	273件	215件		生活衛生課
		食中毒の発生件数	11件	10件		生活衛生課
	原産地に関する情報提供の充実	食品表示110番の受付件数	8件	5件		生活衛生課
		食品衛生監視指導計画に基づく食品表示検査数	42,574件	39,778件		生活衛生課
	自主回収の報告制度	生鮮食品の原産地表示率が80%以上の店舗割合	99.3%	100.0%		生活衛生課
		自主回収の報告件数	5件	1件		生活衛生課

第2章	区分	参考指標	令和元年度	令和2年度	備考	所管課
2 食品等に対する県民の信頼の確保	食の安全・安心に関する情報の発信と共有	食の安全安心ホームページの閲覧数	1, 569回	1, 300回		くらしの安全安心課
		農業指導士数	590人	585人		園芸課
		食品衛生指導員数（再掲）	352人	341人		生活衛生課
		食品衛生監視員数（再掲）	62人	62人		生活衛生課
	食育の推進を通じた取組	「健康に食事は大切である」と考える児童生徒の割合〔小学5年生男子〕	89. 9%	90. 1%		くらしの安全安心課
		「健康に食事は大切である」と考える児童生徒の割合〔小学5年生女子〕	90. 1%	92. 1%		くらしの安全安心課
		「健康に食事は大切である」と考える児童生徒の割合〔中学2年生男子〕	91. 1%	91. 0%		くらしの安全安心課
		「健康に食事は大切である」と考える児童生徒の割合〔中学2年生女子〕	90. 7%	91. 4%		くらしの安全安心課
		食育ネットワークさがの会員数	269団体	268団体		くらしの安全安心課
		学校給食における県産農林水産物の利用割合	40. 8%	43. 5%		くらしの安全安心課
	地産地消の推進を通じた取組	健康づくり協力店登録数	1, 038店		R元終了	健康増進課
	地産地消の推進を通じた取組	地産地消拠点施設数※	371か所	374か所		農政企画課

※ 農産物直売所、農産加工施設、体験観光農園、農家レストラン、農家民宿の合計数